

令和6年7月吉日

お取引先各位

群馬県切断穿孔協会  
会長 佐藤高広



## 安全衛生経費の取組みについて

拝啓 盛夏の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、我々が従事しております建設業では、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、建設工事現場において、元請人及び下請人に対し、それぞれの立場に応じて労働災害防止のための対策を講じることを義務付けられております。このことから、労働災害防止・対策のための費用である「安全衛生経費」は、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3における「通常認められる原価」にあたりとされ、安全衛生経費を含まない請負代金での請負契約は法律上禁止されております。

については「安全衛生経費」の考え方について、元請会社様と我々下請会社との間で認識のズレが生じないようにするため、当協会としては元請会社様へ、「安全衛生経費の内訳を表示した標準見積書の提出」及び「安全衛生経費の適切な負担及び支出」に係る活動についてご理解・ご協力をお願いする所存でございます。

なお、標準的な見積記載内容は以下のとおりです。

【安全衛生経費】(令和6年3月版)

安全衛生経費 = 群馬県特殊作業員(24,900円)\*1 × 安全経費率(%)\*2

\*1 公共工事設計労務単価(令和6年3月版) \*2 安全経費率は各社にお問い合わせください。

【標準見積内容】

工事代金 = 直接工事費 + (法定福利費 + 安全衛生経費 + 一般管理費) + 消費税

当協会としては、切断穿孔に携わる施工業者の立場から、労働災害防止・対策を徹底し、その義務を果たしていく所存でございます。この活動は、将来に亘り元請各位とのお付き合いを継続するためのものであり、過酷な現場環境から作業員を守るための活動であることをご理解いただきたく存じます。何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具